

守谷市長等の政治倫理に関する条例逐条解説（案）

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市長等の政治倫理基準を定めるとともに、市長の資産等の公開に加え、市民の審査請求等の制度を設けることにより、市長等の政治倫理の確立を期し、もって公正かつ清浄で開かれた市政の確保と発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条では、政治倫理基準、市長の資産等の公開に関する手続き及び審査請求手続きを定めることにより、市長等の政治倫理を確立させ、公正かつ清浄で開かれた市政の確保と発展に寄与するという目的を規定している。

本条例の制定においては、二元代表制の下、市政の両輪となるべき執行機関と議会との一層の緊張関係の保持に努めるため、従来の守谷市政治倫理条例（平成11年守谷町条例37号）から適用範囲を市長、副市長及び教育長とする部分を抜き出し、本条例として新たに定めるものとした。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 報酬等 報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）をいう。
- (3) 工事等 工事請負、業務委託、物品納入及び使用資材の購入をいう。
- (4) 市長等関係者 市長等の配偶者、同居の親族及び1親等の親族をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合その他市が構成団体となっているもの
 - イ 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの
 - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に基づき設置された守谷市社会福祉協議会
- (6) 役員等 法人等の無限責任社員、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、会計監査人、顧問、支配人及び清算人又はこれらに準ずる職をいう。

- (7) 市長等関係団体 法人等のうち次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 市長等又は市長等関係者が、役員等に就いているもの
 - イ 市長等が年額240万円以上の収入を得ているもの
 - ウ 市長等の出資金の合計がその資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上となるもの
 - エ 市長等がその経営方針の決定に関与しているもの
- (8) 資産等報告書等 資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、市税等の納付状況報告書及び経歴等報告書をいう。

【解説】

本条は、本条例において使われる主な用語等について、その意味に疑義が生じないようにするとともに、本条例に規定する内容をより分かりやすいものとするため、定義規定を設けるものである。

- (1) 市長等を、市長、副市長及び教育長とする。
- (2) 報酬等とは、報酬（実費弁償を除く。）や金銭物品などに限らず、飲食の供与を含む一切の財産的利益をいうものとする。
- (3) 工事等とは、工事請負、業務委託、物品納入及び使用資材の購入をいう。
- (4) 市長等関係者を、市長等の配偶者、同居の親族及び1親等の親族とする。
ここでいう親族とは、民法第725条に規定される者であり、よって本条で対象となるのは、自身又は配偶者の親又は子若しくは同居している6親等内の血族又は3親等内の姻族となる。
- (5) 法人等とは、すべての社団及び財団をいい、法人格を有するか否かを問わないものとし、組合も含むものとする。

ただし、①地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合その他市が構成団体となっているもの、②市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの（土地開発公社等）、③社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に基づき設置された守谷市社会福祉協議会については除くものとする。

このような団体は、市が構成団体となり又は市が主体となって設立するものであり、本来市が直接行うことも考えられる事業を代わりに行っているという性格を有するものである。このような法人に対しては市の意思をよりよく反映させる必要があるため、除外を認めるものである。

- (6) 法142条において禁止される兼業に該当する役職をいう。具体的には、会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項に定める「役員等」、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第111条第1項に定める「役員等」及びこれらに準ずる職をいうものとする。

なお、会社法第423条第1項にいう「役員等」とは、取締役、会計参

- 与、監査役、執行役又は会計監査人であり、一般社団・財団法人法第11条第1項にいう「役員等」とは、理事、監事又は会計監査人である。
- (7) ここでは、第13条の規定により市との契約の締結や公募手続への参加を自粛すべき団体を定義する。第5号に規定する法人等のうち次のいずれかに該当するものを対象とするものである。
- ア 市長等又は市長等関係者が、役員等に就いているもの
 - イ 市長等が年額240万円以上の収入を得ているもの
 - ウ 市長等の出資金の合計がその資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上となるもの
 - エ 市長等がその経営方針の決定に関与しているもの
- (8) 資産等報告書等を、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、市税等の納付状況報告書及び経歴等報告書とする。

(政治倫理基準及び市長等の責務)

第3条 市長等は、市政に携わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の奉仕者として的人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使していかなる報酬等も授受しないこと。
 - (2) 市が発注し、又は関係する工事等に関して、自己又は特定の者のために特定業者と契約を締結しないととも、不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
 - (3) 市職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。）の採用に関して、自己又は特定の者のために、特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
 - (4) 市営施設等に入居し、又は入所することに関して、自己又は特定の者のために特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
 - (5) 政治活動に関して会社その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。その後援団体についても同様とする。
 - (6) 市が行う認可、許可及び命令並びに法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して、自己又は特定の者のために特定の企業、個人、団体等を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 市長等は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、守谷市政治倫理審査会設置条例（平成 年守谷市条例第 号）に定める守谷市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に出席し、自ら潔

い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

- 3 市長は、市及び市長自身に損害賠償責任が生じるおそれのある事件が生じた場合は、その事実を真摯に受け止め、かつ、その責任の全てを負う覚悟を持って誠実に対応しなければならない。

【解説】

本条は、市長等が遵守すべき政治倫理基準及びこれに違反した場合の市長等の責務を明らかにするものである。

第1項

本項は、市長等が遵守すべき行為規範である政治倫理基準を定め、市民全体の奉仕者としての職責に反する又は反すると疑われる行為を禁止し、清廉潔白な市政を運営することを目指すものである。

- (1) 地位利用の禁止 常に市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に利用していかなる報酬等も授受してはならないことを定める。
- (2) 公共工事等の有利な取扱いの禁止 市が発注し、又は関係する工事等に関して、自己又は特定の者のために特定業者と契約を締結しないととも、不当に有利又は不利な取り計らいをしてはならないことを定める。
- (3) 職員採用斡旋の禁止 市職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。）の採用に関して、自己又は特定の者のために、特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしてはならないことを定める。
- (4) 施設入所・入居の推薦等の禁止 市営施設等に入居し、又は入所することに関して、自己又は特定の者のために特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしてはならないことを定める。
- (5) 他団体からの寄附等の受取り禁止 政治活動に関して会社その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならないことを定める。また、市長等の後援団体に対する寄附についても同様とする。
- (6) 許認可等の有利な取扱い禁止 市が行う認可、許可及び命令並びに法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して、自己又は特定の者のために特定の企業、個人、団体等を不当に有利又は不利な取り計らいをしてはならないことを定める。
- (7) 不正疑惑行為の禁止 前各号に掲げるもののほか、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしてはならないことを定める。この規定はいわゆる受け皿規定であり、第1号から第6号までに掲げる行為に該当しなくても、市民から疑惑を抱かれるおそれのある行為一切を禁止するものである。

第2項

本項では、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑が生じた場合であって政治倫理審査会が開催されたときは、市長等は積極的に審査会に出席し、事実を包み隠さず、潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないことを定める。

第3項

本項では、市や市長個人に損害賠償責任が生じるおそれのある事件が生じた場合に、その事実を真摯に受け止め、責任逃れをせずにその責任の全てを負う覚悟を持って対応しなければならないことを定める。

市の責任が問題とされるときは、市長が市の代表として被告となるため誠実な対応を行わなければならないことは当然である。その一方で、市長の私人としての責任が問題とされる場合であっても、市長個人の信頼性が市政への信頼性へ直結するものであるため、同様に誠実な対応を行うことが望まれる。よって本項において市長個人の賠償責任が問題とされる場合における市長の態度を定めるものである。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 市が発注又は関係する工事等の指名又は選定に関する依頼
- (2) 市職員の採用に関する依頼
- (3) 市営施設等への入居又は入所することに関する依頼
- (4) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附の受け取りに関する依頼
- (5) 市が行う認可、許可及び命令並びに指定に関する依頼
- (6) 前各号に掲げるもののほか、飲食の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為

【解説】

政治倫理を確立するためには、主権者である市民の理解と協力が不可欠となる。そのため、市民自身が主権者としての自覚を持ち、公正で開かれた市政を実現するために、本条において市長等の政治倫理基準に反する行為を行うよう不当な要求をすることを禁止する。

- (1) 第3条第1項第2号で禁止される行為の契機となる、市が発注又は関係する工事等の指名又は選定についての依頼を禁止するもの
- (2) 第3条第1項第3号で禁止される行為の契機となる、市職員の採用に関する依頼を禁止するもの
- (3) 第3条第1項第4号で禁止される行為の契機となる、市営施設等への入居又は入所することに関する依頼を禁止するもの

- (4) 第3条第1項第5号で禁止される行為の契機となる，政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附の受領を依頼することを禁止するもの
- (5) 第3条第1項第6号で禁止される行為の契機となる，市が行う認可，許可及び命令並びに指定に関する依頼を禁止するもの
- (6) 前号までに掲げられた行為のほか，飲食の供与など社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為を禁止するもの

(資産等報告書の作成，提出義務)

第5条 市長は，その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし，公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし，更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項，第8条，第11条第1項及び第13条第3項において同じ。）において有する次に掲げる資産等について，当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を，同日から起算して100日を経過する日までに，作成しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在，面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は，その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は，その旨
- (3) 建物 所在，床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は，その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）
預金及び貯金の額
- (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額
- (6) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては，株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては，株式の銘柄，株数及び額面金額の総額）
- (7) 自動車，船舶，航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量
- (8) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）
ゴルフ場の名称
- (9) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額

(10) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
2 市長は、その任期開始の日後、毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から6月30日までの間に、作成し、提出しなければならない。

【解説】

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号）第7条の規定により、政治倫理確立のための守谷市長の資産等の公開に関する条例（平成7年守谷町条例第29号。以下「資産等公開条例」という。）で定めた市長の資産等の公開に関する定めを政治倫理に関する本条例に規定しなおすものである。これに伴い、資産等公開条例は廃止とする。

第1項

本項では、市長の任期開始の日において保有する資産等について資産等報告書を任期開始の日から起算して100日を経過する日までに作成し、提出する義務を定める。当該報告書に記載する資産等の種類を、第1号から第10号で規定する。なお、各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

- (1) 土地
- (2) 建物所有目的の地上権又は土地賃借権
- (3) 建物
- (4) 預貯金
- (5) 金融信託
- (6) 有価証券
- (7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- (8) ゴルフ場利用権
- (9) 貸付金
- (10) 借入金

第2項

本項では、任期開始の日以降に新たに保有することとなった資産等であって12月31日において有するものについて、翌年の4月1日から6月30日までに資産等補充報告書を作成し、提出する義務を定める。

（所得等報告書の作成、提出義務）

第6条 市長（前年1年間を通じて市長であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となった者）にあっては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった

者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から6月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となった者にあつては、4月1日から再び市長となった日から起算して90日を経過する日までの間。次条において同じ。)に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課せられる場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

【解説】

本条では、前年1年間を通して市長であつた者に対して、前年分の所得金額及び課税金額を記載した所得等報告書を、毎年4月1日から6月30日までの間に作成し、提出する義務を定める。

(市税等の納付状況報告書作成、提出義務)

第7条 市長は、毎年、4月1日から6月30日までの間に、前年度分の市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(国民健康保険料を含む。)、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の納付状況を記載した税等の納付状況報告書を作成するとともに、納付を証する書類を備えなければならない。

【解説】

市の代表である市長は、市民からの信頼が第一であるため、市民の鏡となるべき人物であることが望まれる。とすれば、一住民としての納税の義務を果たしていることは当然あるべき姿であり、市民に対して信頼に足る市長であることを示すため、本条で税等の納税状況報告書を作成するとともに、納付を証する書類を備えておくべきことを定める。

(経歴等報告書の作成, 提出義務)

第8条 市長は、その任期開始の日から2箇月以内に学歴及び職歴等を記載した経歴等報告書を作成するとともに、それらを証する書類を備えなければならない。

【解説】

本条では、学歴及び職歴等を記載した経歴等報告書を作成するとともに、それらを証する書類を備えておくべきことを定める。経歴等は、選挙において市民が市長となるべき者を選ぶ際の判断の一要素となるもので、そこに詐称があれば、市民の信頼を大きく損なうこととなる。このような事態に陥ることを防ぎ、市民からのより大きな信頼を得るため、偽りなく自らの経歴等を公開させるものである。

(資産等報告書等の閲覧及び保存)

第9条 市長は、前4条の規定により提出された資産等報告書等を、当該提出の期限の翌日から起算して30日以内に一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、資産等報告書等を閲覧に供したときは、遅滞なく、その要旨を広報紙等に掲載しなければならない。

3 資産等報告書等を閲覧した者は、閲覧により知り得た情報を不正な目的に使用してはならない。

4 市長は、資産等報告書等について、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

【解説】

第1項は、透明性を確保するため、前4条の規定により提出された資産等報告書等を、一般の閲覧に供することを定め、第2項では、第1項の閲覧の申請をしなくてもその概要を市民が知ることができるよう、資産等報告書等の要旨を広報紙等に掲載することを定めるものである。いずれも、市民に広く公開することを趣旨とするものである。広報紙等への掲載は、訂正等をした日以後の最も早い原稿提出締切日となっている広報紙の号に掲載するものとする。

第3項では、閲覧により知り得た情報を不正な目的で使用することを禁止し、第4項では、提出された資産等報告書等の保存年限を5年と定めるものである。

(資産等報告書等の訂正等)

第10条 市長は、保存されている資産等報告書等の内容について、提出後に訂正又は補正（以下「訂正等」という。）の必要が生じたときは、訂正等を行うことができる。この場合において、市長は訂正等を行った旨を遅滞なく広報紙等に掲載しなければならない。

【解説】

公開されている資産等報告書について訂正等が生じた場合には、その訂正等についても公表されるべきであるため、訂正等を行った場合には、遅滞なく広報紙等への掲載を規定するもの。広報紙等への掲載は、第10条第2項と同様に、訂正等をした日以後の最も早い原稿提出締切日となっている広報紙の号に掲載するものとする。

(兼業等報告書の作成、提出義務)

第11条 市長等は、市長等若しくは市長等関係者が次に掲げる場合に該当する場合は、市長等の任期開始の日から2箇月以内に兼業等報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の役員等に就いている場合
- (2) 法人等から収入を得ている場合
- (3) 法人等の出資者となっている場合
- (4) 法人等の経営方針に関与している場合

2 前項の規定は、市長等若しくは市長等関係者が新たに前項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。この場合において、同項中「市長等の任期開始の日」とあるのは、「第11条第1項各号のいずれかに該当することとなった日」と読み替えるものとする。

【解説】

法第124条の兼業禁止の規定で禁止されているもののほか、職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高い市長等関係団体からの隔離を目的とした第13条の規定により契約を自粛させる法人等をあらかじめ把握するとともに、市長等と関わりのある法人等を報告させ公表することで、市民に対する透明性を高め、疑惑行為の抑制を図るため、市長等及び市長等関係者と一定程度以上の関係がある団体を報告させるものである。

ここでいう一定程度以上の関係とは、市長等又は市長等関係者が①法人等の役員等に就いている場合、②法人等から収入を得ている場合、③法人等の出資者となっている場合又は④法人等の経営方針に関与している場合をいう。

(兼業報告書への準用)

第12条 第9条及び第10条の規定は、前条の規定により兼業等報告書を作成する場合について準用する。この場合において、同条中「市長」を「市長等」と、「資産等報告書等」を「兼業等報告書」と読み替えるものとする。

【解説】

保存・閲覧・訂正については、資産等報告書と変わるところはないため、資産等報告書の規定を準用するもの。

(契約に関する遵守事項)

第13条 市長等関係団体は、法第142条の趣旨を尊重し、市が発注し、又は関係する工事等の契約の締結及び市が公募を行い選定する事業（法第244の2第3項に規定する指定管理者の指定を含む。）への応募を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき又は当該団体が辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障が生じる場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項の規定により該当する団体が契約等を辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任をもって当該団体の辞退届を提出するものとする。

3 前項の辞退届は、市長等の任期開始の日から30日以内に市長に提出するものとする。

4 市長は、市長等の辞退届の提出状況を広報等に掲載するものとする。

【解説】

市長等と深く関係する市長等関係団体が、市と経済的あるいは営利的な取引関係に立つこととなれば、市民全体の利益よりも自己又は特定の者の利益を優先して行動するというインセンティブが働き、市長等の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高くなるものと言える。また、直接市との契約関係に立たない場合においても、市が公募し選定を行う手続きの中で、市長等関係団体が選定されたときは、公正な手続きを経ていたとしても、不正が働いて選定されたとの疑いの目を向けられる可能性が高くなる。

そこで、法第142条において市長の兼業が禁止されているが、これは市長の職務執行の公正適正を確保することを趣旨とするものであり、市長等関係系団体との契約又は公募選定手続等に広く妥当するものである。そのため、本条において、市長等の職務執行の公正適正を確保するために、癒着を疑われる可能性がある市長等関係団体については、あらかじめ市が発注又は関係する工事等についての契約の締結及び公募選定手続に参加することを辞退させることを定めるものである。

(刑事事件についての起訴後等の説明会)

第14条 市長等は、刑事事件について起訴された後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会を開催するものとする。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、起訴の日から50日以内に市長に説明会の開催を請求することができる。

3 市民は、説明会において、市長等に質問することができる。

4 本条に規定する説明会の開催及び運営についての手続は、市長においてあらかじめこれを定める。

5 前3項の規定は、市長等が、刑事事件について有罪判決の言渡しを受けた後、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。この場合において、「起訴の日」を「有罪判決の言渡しの日」と読み替えるものとする。

【解説】

本条では、刑事事件について起訴又は有罪判決の言渡しを受けた後、なお引き続きその職にとどまろうとする場合には、市民に対する説明会を開催することを定める。

これは、軽微な犯罪である場合又は自己の過失が少ない場合であっても、刑事事件について起訴されれば、その時点で市民の市長等に対する不信感が大きくなり、また、有罪判決が言い渡されるとなると、より一層その不信感が募り、延いては市政に対する不信にもつながる。そうした場合にはなお引き続きその職にとどまろうとするときは、市民からの不信感を払拭するため、犯罪事実の認否並びにその職にとどまろうとする理由及びその正当性を市民に対して十分な説明を行うことが必要となるため、本条において説明会の開催を定めるものである。

(辞職)

第15条 市長等は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで又は第198条に定める贈収賄罪その他市長等の職責に照らし市長等としての適格性を欠く犯罪に関する刑（執行猶予を付される場合を含む。）が確定したときは、法第143条の規定により失職する場合を除き、市民全体の奉仕者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きを行うものとする。

【解説】

本条では、市長等において刑法第197条から第197条の4まで又は第198条に定める贈収賄罪その他市長等の職責に照らし市長等としての適格性を欠く犯罪に関する刑（執行猶予を付される場合を含む。）が確定したときは、法律の定めにより失職する場合を除いて、市民全体の奉仕者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、自ら辞職するものとすることを定める。

ここで挙げられている犯罪で有罪が確定した場合、市長等の犯罪事実が認定されることとなり、市政に対する市民の信頼が大きく損なわれる。そこで、法律で定められた失職の規定に該当しない場合においても、市民の市政に対する信頼の回復のために自ら辞職手続きを行わせ、自浄作用を図るものである。

(市民の審査請求権)

第16条 市民は、次の各号のいずれかの事由があると認められるときは、これを証する資料を添えて、市長に審査を請求することができる。

- (1) 市長等が政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 市長等が作成した資産等報告書等又は兼業等報告書の記載内容に疑義があるとき。
- (3) 市長等、市長等関係者又は市長等関係企業が第13条の規定に違反している疑いがあるとき。

2 市長は、前項の規定による審査請求があった場合は、審査請求書及び添付資料の写しを直ちに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定による審査の求めがあった場合は、速やかに審査を開始し、その結果に関する報告書（以下「審査報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の審査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して10日以内にその要旨を第1項の規定による審査請求人に通知するとともに、遅滞なく広報紙等に掲載しなければならない。

【解説】

市長等が政治倫理基準等に違反する疑いがある場合に、市民は審査請求を行なうことができることを定め、請求の要件を規定する。

第1項

守谷市に住民票を置く者が、いずれかの事由があると認められる場合に、これらを証明する資料を添付して審査請求できるものとした。

- (1) 市長等が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがある場合
- (2) 市長が作成した資産等報告書等又は市長等が作成した兼業等報告書について、その記載内容に疑義がある場合
- (3) 市長等、市長等関係者、又は市長等関係企業が第13条に規定する契約に関する遵守事項に違反している疑いがある場合

第2項

市民から審査請求があった場合は、審査請求書及び添付資料を直ちに審査会に提出し、審査を求めなければならないとし、市長が行うべき手続きを定める。

第3項

審査会は、市長から審査の求めがあった場合は、速やかに審査を開始し、結果をまとめ、審査報告書を市長に対して提出しなければならないとし、審査会の行うべき手続きを定める。

第4項

審査報告書の提出を受けた市長は、提出を受けた日の翌日から起算して10

日以内に、審査報告書の要旨を審査請求人に対して通知するとともに、遅滞なく広報紙等に掲載しなければならないとし、審査請求の結果について、審査請求人に通知し、同時に市民にも公表するものとした。

(市長による審査請求)

第17条 市長は、市長等がこの条例に違反している疑いがある場合は、直ちに審査会に審査を求めなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による審査請求について準用する。

【解説】

本条では、市長等に政治倫理条例に反する疑いがある場合に、市長は審査会に審査を求めなければならないことを規定する。

(市長等の協力義務)

第18条 市長等は、審査会からの要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明を行う等必要な協力を行わなければならない。

【解説】

本条は、第3条第2項に規定する市長等の責務に関して、具体的な協力義務を定めるものである。

(違反措置)

第19条 審査会は、市長等がこの条例に違反していると判断した場合は、その旨を議会に報告するものとする。この場合において、違反の内容が重大なものであるときは、市長等の辞職勧告又は不信任決議を議会に促すものとする。

【解説】

本条では、市長等がこの条例に違反していると審査会において判断された場合の措置を定める。審査報告書の要旨については、違反があったかにかかわらず広報紙等に掲載するため、ここでは、ペナルティとしての措置を定めるものである。

市長等の属する執行部と緊張関係にあり、市長に対して不信任決議等を行う権限を有する市議会に対して、市長等の政治倫理条例違反の事実について報告するものとする。その違反が重大であるときは、積極的に辞職勧告または不信任決議を議会に対して促すものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることを規定する。